

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

##### 〔函館市の地勢〕

函館市は、北海道南西部の渡島半島南端に位置し、東西 41.1km、南北 32.8km に広がっており、面積は 677.87 km<sup>2</sup>となっている。

市城南西部に位置する函館山を要とし扇状に広がる平野部と段丘地形、さらに北東側に広がる山岳地で構成されており、平野部には市街地が形成されているほか、東部地域の海岸に沿って漁業集落が形成されている。

東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、西は北斗市・七飯町・鹿部町と隣接している。

##### 〔函館市の気候〕

気候は、津軽海峡に突き出た地形のため海洋性気候であり、夏の酷暑や冬の厳寒はなく、北海道のなかでは年間の気温較差が小さく温暖である。夏季は 30℃を超えるのは平均で概ね 4 日以下であり、冬季の積雪は例年 1～2 月にかけて最大となるが、2 月の平均が 41 cm で、気温は最も寒い 1 月でも月平均気温がマイナス 10℃より下がったことはない。



(出典：函館市)



(出典：函館市)

##### 〔亀田地域〕

函館市亀田商工会地域は、合併前の旧亀田市（昭和 48 年合併）の行政地域で函館市の北西部に位置しており、面積は 92.07 km<sup>2</sup>、函館市総面積の 13.6%にあたり、「東部地区」・「西部地区」・「北部地区」・「中部地区」の 4 つの地区により構成されている。

旧亀田市は、合併当時農業を主産業とする農村都市であったが、合併後は旧函館市からの人口流入、加えて福祉、文教、生活環境などの整備や、大型店・中型店の商業施設進出などもあり、産業構成は大きく変わってきている。

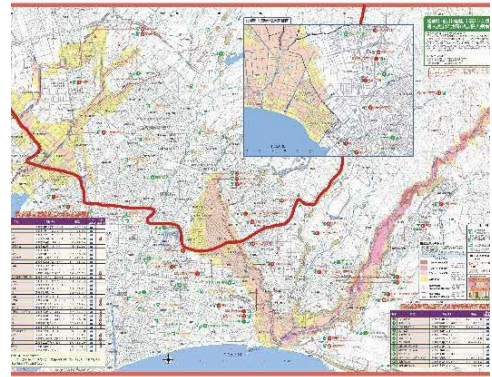
住民基本台帳人口の推移（9 月末時点）をみると、合併直後の昭和 49 年は 70,946 人であったが、その後人口が増加し、ピークの平成 14 年は 123,345 人となり、令和 3 年では 112,959 人となっている。（函館市の総人口 24 万 8 千人の 45.4%）

## (1) 地域の災害リスク

(洪水：函館市防災ハザードマップ)

函館市の水防法に基づく水防警報指定河川は、二級河川の松倉川、鮫川、久根別川、常盤川、石川が流れており、亀田地域内は松倉川を除く4ヶ所が指定されている。函館市防災ハザードマップによると、国道5号沿線の中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に住宅地となっている市街地の一部が0.5～3.0mの浸水域とされている。

地区名	河川名	想定される浸水深	小規模事業者数
東部地区	鮫川	0.5m未満	107
		0.5m～3.0m未満	78
西部地区	常盤川	0.5m未満	13
	石川	0.5m～3.0m未満	9
北部地区	常盤川	0.5m未満	53
	石川	0.5m～3.0m未満	134
	久根別川	0.5m～3.0m未満	47
中部地区	石川	0.5m未満	9
		0.5m～3.0m未満	47



(出典：函館市防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道によると、函館市には、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの特別警戒区域・警戒区域の指定場所が471箇所あり、内亀田地域では37箇所ある。

指定されている東山町・陣川町（東部地区）、亀田本町（西部地区）、亀田中野・赤川町（中部地区）の区域に危険箇所が多く、小規模事業者が点在しており、立地によっては災害リスクが生じている状況にあり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(津波：函館市津波ハザードマップ)

函館市津波ハザードマップによると、海岸線に沿って広い地域への津波による浸水が想定されており、当商工会地域においても警戒が必要である。

※令和3年7月、北海道において新たな津波浸水想定を示したことから、今後、函館市ハザードマップの改定が見込まれている。



(出典：函館市津波ハザードマップ)

**(地震：函館市地域防災計画・地震ハザードステーション (J-SHIS))**

函館市に影響を及ぼす可能性のある地震は、函館市地域防災計画(令和元年12月改訂版)によると、以下の3地震が想定されている。当商工会の地域は「北東部」および「北部」の一部に所在しており、最大震度は直下型の地震で6強が想定されている。

**【函館市の想定地震】**

①日本海東縁部の地震	M8.0	(略称：日本海の地震)
・北海道南西沖地震(平成5年)の近傍		
②太平洋の地震	M8.3	
・三陸沖北部		
③活断層を震源とする内陸直下型の地震	M6.6	
・函館平野西縁断層帯(渡島大野断層、富川断層)		

(出典：函館市地域防災計画)

**【地区別最大震度】**

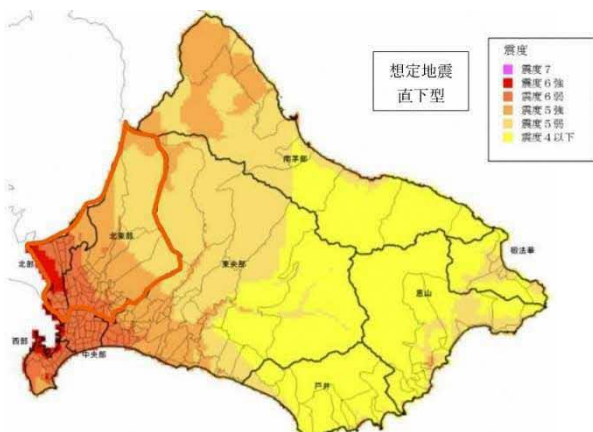
(単位：震度)

想定震度	西部	中央部	東央部	北東部	北部	戸井	恵山	榎法華	南茅部
①日本海 最大震度	6弱 (5.6)	6弱 (5.6)	6弱 (5.6)	6弱 (5.8)	6弱 (5.8)	5強 (5.4)	6弱 (5.5)	5強 (5.2)	6弱 (5.5)
②太平洋 最大震度	6弱 (5.8)	6弱 (5.7)	6弱 (5.8)	6弱 (5.9)	6弱 (5.9)	6弱 (5.8)	6強 (6.0)	6弱 (5.6)	6弱 (5.7)
③直下型 最大震度	6強 (6.1)	6強 (6.1)	6弱 (5.8)	6強 (6.2)	6強 (6.4)	5強 (5.3)	5強 (5.3)	5弱 (4.8)	5強 (5.4)

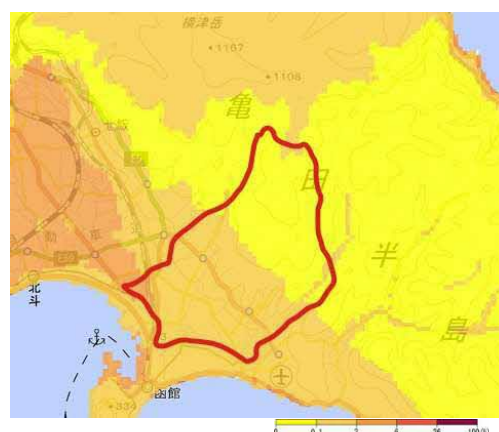
(出典：函館市地域防災計画)

また、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は高いところで6%~26%程度とされているが、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、ブラックアウトが発生し、当商工会地域でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少するなどの被害を受けたことを考慮すれば、いつ災害が発生してもおかしくなく警戒と対策が必要である。

**【直下型地震の最大震度予想図】**



**【今後30年間の地震リスク】**



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

函館市では、台風等の暴風雨による被害が多く、これまでも暴風雨による数々の風水害に見舞われてきた。近年では平成 28 年の台風 10 号で、建物等の被害が 470 件以上にのぼり、その他農業・漁業にも多数の被害が発生した。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害	その他の被害
H28. 8. 30	風害	台風 10 号による風害 最大瞬間風速 30. 4m	全 壊 28 棟 半 壊 4 棟 一部損壊 445 棟	学校施設 52 件 農林施設 44 件 水産施設 55 件 土木施設 17 件 街路灯・看板 29 件 他街路樹倒木等多数
H29. 7. 22	水害	大雨による水害	床上浸水 24 棟 床下浸水 44 棟	公共施設 6 件 農業施設 2 件 車両浸水 38 件
H30. 9. 6	地震	平成 30 年北海道胆振 東部地震	半 壊 1 棟 一部破損 10 棟	人的被害 10 人

(出典：函館市地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ウイルスに対する免疫を獲得していない場合には、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 4, 7 4 3 人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 3, 3 4 3 人 (H26 経済センサス)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	6 3 8	5 9 6	市内に広く分散
	製 造 業	1 7 4	1 3 6	〃
	卸・小 売 業	1, 2 7 8	7 9 2	市街地に集中
	飲食・宿泊業	4 7 4	3 4 2	〃
	サービス業・その他	2, 1 7 9	1, 4 7 7	市内に広く分散

## (3) これまでの取組

### 1) 函館市の取組

項 目	年 月	備 考
函館市防災会議条例	S38. 1	
函館市地域防災計画	S38. 12	令和元年 12 月 第 12 回改訂
函館市防災ハンドブック	H25. 3	
函館市防水計画	H31. 3	
防災訓練の実施	R 2. 9	函館市避難所開設訓練
	R 3. 9	函館市総合防火訓練
防災備品の備蓄 (主なもの)	—	備蓄食料等 (函館市内全域の数値) アルファ米 29, 000 食 備蓄保存用パン 29, 040 食

		飲料水	83,800 本
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H26. 4		

## 2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	H30. 1	チラシ配布 850 部 (北海道・日本政策金融公庫)
リスク管理共済・保険の周知	H30.12	チラシ配布 850 部
事業継続計画について周知	R 2. 1	広報記事掲載
損害保険への加入促進	R 2. 9	チラシ配布 850 部

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地域内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・地域内小規模事業者に対し、予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄などの必要性の周知と、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

## 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と函館市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	6 3 8	5 9 6	5	5	5	5	5
製 造 業	1 7 4	1 3 6	2	2	2	2	2
卸 ・ 小 売 業	1, 2 7 8	7 9 2	3	3	3	3	3
飲 食 ・ 宿 泊 業	4 7 4	3 4 2	3	3	3	3	3
サ-ビス業・その他	2, 1 7 9	1, 4 7 7	5	5	5	5	5
合 計	4, 7 4 3	3, 3 4 3	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、洪水による浸水地域警戒区域のよりリスクの高いと思われる事業者を優先する。本計画においては、まずは 50 cm以上浸水が想定される地域の全小規模事業者 (268 事業所) が、おおむね 3 期 (15 年間) で事業継続力計画を策定できるよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地域内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と函館市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

函館市	函館市亀田商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などについてチラシ等を活用して周知する。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地域内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	638	596	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
製造業	174	136	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
卸・小売業	1,278	792	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3
飲食・宿泊業	474	342	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
サービス業・その他	2,179	1,477	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	4,743	3,343	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、函館市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	函館市経済部経済企画課

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ函館市経済部経済企画課と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・函館市災害対策本部の方針に従い、函館市経済部経済企画課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。



・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 市内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	経営指導員

・ 本計画により、当商工会と函館市は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1日に1回共有する

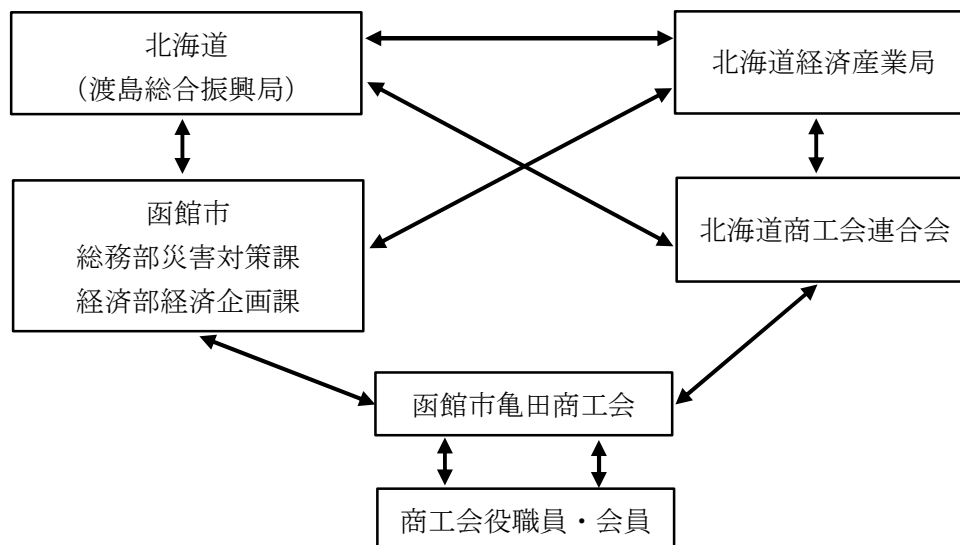
・ 当市で取りまとめた「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・ 二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・ 当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ函館市と定めた方法により確認する。
- ・ 当商工会と函館市が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ函館市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について函館市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

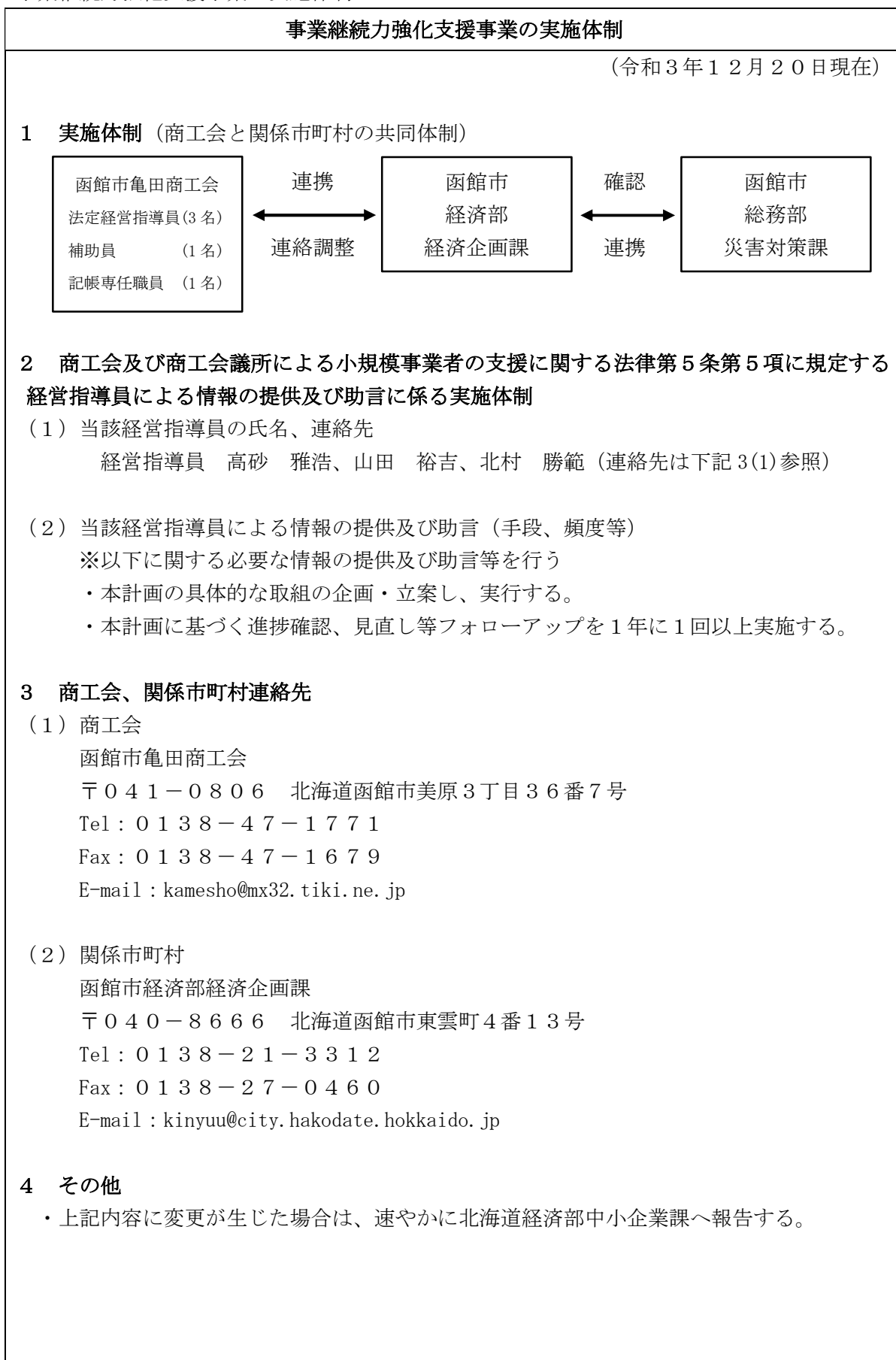
- ・函館市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、函館市・函館市亀田商工会の広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、函館市補助金、北海道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。